



## 「外部監査など技能実習法に定められた監査等を強化しましょう！」

### 1 監理団体の改善命令、許可取消し、技能実習計画の認定取消し

厚生労働省の6月23日付報道発表に監理団体の改善命令・許可取消し及び技能実習計画の認定取消しについての情報が掲載されています。(厚生労働省と法務省(入管庁)共管)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11945.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11945.html)

実名入りで発表されていますが、処分の内容を整理してご紹介いたします。

- (1) 監理団体の改善命令：Nセンター、理由：傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかった。
- (2) 監理団体許可の取消し(3件)それぞれの取消し理由は以下のとおりです；
  - ① C農業技術協同組合：越送出機関との間で技能実習にかかる契約の不履行に違約金を定める内容の協定付属覚書を締結していた(技能実習法第47条「違約金の定めまたは損害賠償額を予定する契約の禁止」及び労働基準法第16条「賠償予定の禁止」に抵触)。
  - ② H縫製事業協同組合：入国後講習を認定計画とおりに行っていなかった、虚偽の監査報告書を提出、傘下の実習実施者に対して訪問指導を適切に行っていなかった。
  - ③ B協同組合：自己の名義をもって他人に監理事業を行わせていた。
- (3) 実習実施者に対する認定計画の取消し：業種別に整理してみました；
  - ① 食品製造業：[11計画]労働安全衛生法違反、[115計画]労働基準法違反(長時間労働)、[12計画]監理団体の実習監理を受けなかった、及び虚偽の答弁をした。
  - ② スクラップ業：[9計画]労働安全衛生法違反
  - ③ 建設・工事関係：[1計画]不法就労、[4件]著しい人権侵害行為があった。
  - ④ 造船業：[12計画]労働安全衛生法違反(労災死亡事故発生後、死傷病報告書を未提出)
  - ⑤ 牧畜業：[1計画]計画に従って実習をさせていなかった。
  - ⑥ 繊維関係：[11計画]賃金不払い、[5計画]賃金不払い、[9計画]賃金不払い及び虚偽の書類提出及び虚偽の答弁

### 2 監理団体・実習実施者に対する最近の処分等の傾向

- (1) 今回の厚労省記者発表で、新技能実習法(2017年11月施行)に基づき監理団体が改善命令を受けたのは初めてでした。また、今回も実習生が失踪した際、送出機関から違約金を受け取る覚書を交わしていた監理団体が許可を取り消されましたが、昨年10月にも、別の二つの監理団体が同様な裏契約を締結していたとして許可が取り消されています。実習実施者については、技能実習計画の認定取消しの件数もこのところ、増加傾向が見られます。全体的に厳しい処分の状況となっています。
- (2) なお、福岡県警は3月18日、監理団体「F国際事業協同組合」(福岡)の代表理事を技能実習法違反の疑いで逮捕しました。監理団体の幹部を同容疑で逮捕するのは全国で初めてでした。調べによると、同容疑者と同監理団体のベトナム人元職員容疑者は、共謀して、同団体が受け入れたベトナム人技能実習生に対して、解雇などの不利益を示して同人の携帯電話を没収し、「私生活の自由を不当に制限した」(同法第48条第2項)疑いで逮捕されました。また、別のベトナム人元職員は実習生に対して休日の外出に罰金を脅し取った恐喝の疑いで逮捕されました(その後不起訴処分でした)。

### 3 監理団体の適正な監理業務と外部監査人の設置義務

監理団体自体が改善命令や許可の取消しといった重大な指導監督を受けないためには、関係法令を遵守し、監理事業の適正な運営を確保する責務を有しています。また、実習実施者が、一度認定された技能実習計画の取消し処分等を受けないように、日頃から実習実施者が、認定計画に従って技能実習を行っているか、実習生の失踪事件等入管法令や労働関係法令に違反等していないかなどの監査・教育を適切に行うことが必要になっています。

また、技能実習法では、外部監査人を置くことが義務づけられており、外部監査人は、法人外部から、監査業務が適正に実施されているかの監査を行うこととなっております。

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい首都圏に在住する行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。外国語にも対応できます。地方担当の行政書士もおり、入管地方事務所への申請取次がスムーズにできますので大変便利です。

弊センターでは監理団体様及び実習実施者様にさまざまなサービスを提供しております。お気軽に弊センターにご用命いただけますようご案内申し上げます。

#### 《機構計画認定申請と入管申請》

1. 機構の計画認定申請と入管諸新申請をまとめて依頼される場合には手数料セット割が適用されます。なお、手数料には機構申請手数料、入管申請用印紙代が含まれています。

機構計画認定申請 3万円/一人当たり（税別）

入管諸申請 1.5万円/一人当たり（税別）

2. 機構の計画認定申請を自前で処理し、入管諸申請のみ依頼される場合。

入管諸申請 3万円/一人当たり（税別）

#### 《建設キャリアアップシステム代理申請》

「建設キャリアアップシステム（CCUS）」への事業者及び技能者の情報登録のインターネット代理申請を承っております。

事業者登録： 4万円（税別）

技能者登録： 一人2万円（税別）、4名以上の場合は一人1.5万円（税別）

貴組合傘下の実習実施者様のなかで、建設キャリアアップシステムへの登録がまだお済みでない事業者様がおられましたら、弊センターをご紹介いただければ幸いです。

#### 《外部監査》

技能実習制度では、団体監理型実習実施者に対する監査その他の業務が適正に行われているかどうかについて「外部監査人」を設置して、外部監査（年4回の定期監査及び年1回の同行監査）を実施する必要があります。弊センターでは、経験豊富な行政書士と社労士の2名により外部監査チームによる外部監査を承っております。

定期外部監査： 15万円/一回当たり（税・交通費は別）

同行外部監査： 15万円/一回当たり（税・交通費は別）

#### 《その他》

各種労務関係手続き支援、相談も承っております。

実習生入国直後の「法的保護講習」（技能実習法、入管法、労働法）も承ります（講師一人2万円、税・交通費は別）。

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 E-mail : info@titsc.org

URL : <http://www.titsc.org/>